

緊急事態措置期間の解除に伴う施設対応

※ 引き続き、利用者等に対しては検温、手指消毒、マスクの着用、体調不良の場合の活動自粛等の感染防止対策の協力を依頼し、各施設においては共用部分の消毒、換気の確保等、感染対策を徹底する。
また、各施設の収容率は、大声の有無など、実態に照らして個別具体的に判断する。

【社会教育課】

施設名称	使用又は利用の制限	対 応														
東大和市民体育館 (東大和市 Rond みんなの体育館) (団体利用)	第一体育室・第二体育室・第三体育室・保育室 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9時00分～11時30分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>11時30分～14時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>14時00分～16時30分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>16時30分～19時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>19時00分～21時30分</td> <td>可(21時00分まで)</td> </tr> </tbody> </table>	時間区分	利用	9時00分～11時30分	可	11時30分～14時00分	可	14時00分～16時30分	可	16時30分～19時00分	可	19時00分～21時30分	可(21時00分まで)	※緊急事態宣言解除後は、利用制限に係る時間区分の利用短縮(21時00分まで)の協力依頼(10/1～当面) ※緊急事態宣言解除後は、利用制限のあった時間区分の新規の受付を再開		
時間区分	利用															
9時00分～11時30分	可															
11時30分～14時00分	可															
14時00分～16時30分	可															
16時30分～19時00分	可															
19時00分～21時30分	可(21時00分まで)															
東大和市民体育館 (東大和市 Rond みんなの体育館) (個人利用)	第一体育室・第二体育室・第三体育室 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9時00分～11時30分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>11時30分～14時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>14時00分～16時30分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>16時30分～19時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>19時00分～21時30分</td> <td>可(21時00分まで)</td> </tr> <tr> <td>21時30分～23時00分 (月曜日から金曜日まで)</td> <td>不可</td> </tr> </tbody> </table> <p>※トレーニング室・ランニング走路 18時30分までの入場に限り利用可能(入場時から2時間30分利用することができるため、21時00分まで利用することができる。)</p>	時間区分	利用	9時00分～11時30分	可	11時30分～14時00分	可	14時00分～16時30分	可	16時30分～19時00分	可	19時00分～21時30分	可(21時00分まで)	21時30分～23時00分 (月曜日から金曜日まで)	不可	
時間区分	利用															
9時00分～11時30分	可															
11時30分～14時00分	可															
14時00分～16時30分	可															
16時30分～19時00分	可															
19時00分～21時30分	可(21時00分まで)															
21時30分～23時00分 (月曜日から金曜日まで)	不可															
上仲原公園野球場(陸上競技場を含む) (東大和市 Rond 上仲原野球場) 上仲原公園テニスコート (東大和市 Rond テニススクエア)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6時00分～18時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>18時30分～20時30分</td> <td>可</td> </tr> </tbody> </table>	時間区分	利用	6時00分～18時00分	可	18時30分～20時30分	可	※緊急事態宣言解除後は、利用制限のあった時間区分の新規の受付を再開								
時間区分	利用															
6時00分～18時00分	可															
18時30分～20時30分	可															
郷土博物館	混雑状況に応じて、入場整理を実施															
小中学校施設(学校開放)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底できる場合に限り、以下の時間区分において使用を認める。 体育館 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>使用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8時00分～12時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>12時00分～17時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>18時00分(中学校にあっては18時30分)～22時00分</td> <td>可(21時00分まで)</td> </tr> </tbody> </table> 教室 使用可(21時00分まで)	時間区分	使用	8時00分～12時00分	可	12時00分～17時00分	可	18時00分(中学校にあっては18時30分)～22時00分	可(21時00分まで)	※緊急事態宣言解除後は、使用制限に係る時間区分の利用短縮(21時00分まで)の協力依頼(10/1～当面) ※緊急事態宣言解除後は、使用制限のあった時間区分の新規の受付を再開						
時間区分	使用															
8時00分～12時00分	可															
12時00分～17時00分	可															
18時00分(中学校にあっては18時30分)～22時00分	可(21時00分まで)															

【中央公民館・地域振興課】

施設名称	使用又は利用の制限	対 応								
公民館 (中央、狭山、蔵敷、南街、上北台)	各公民館学習室等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>使用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9時00分～12時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>13時00分～17時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>18時00分～21時30分</td> <td>可(21時00分まで)</td> </tr> </tbody> </table>	時間区分	使用	9時00分～12時00分	可	13時00分～17時00分	可	18時00分～21時30分	可(21時00分まで)	※緊急事態宣言解除後は、利用制限に係る時間区分の利用短縮(21時00分まで)の協力依頼(10/1～当面) ※緊急事態宣言解除後は、利用制限のあった時間区分の新規の受付を再開
時間区分	使用									
9時00分～12時00分	可									
13時00分～17時00分	可									
18時00分～21時30分	可(21時00分まで)									
地区会館 (奈良橋、上北台、向原、南街、新堀、清原) 老人福祉館 (奈良橋、上北台、向原、南街、清原) 集会所 (清水、湖畔、芋窪、桜が丘、玉川上水、仲原)	各地区会館等学習室及び集会室 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>使用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9時00分～12時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>13時00分～17時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>18時00分～22時00分</td> <td>可(21時00分まで)</td> </tr> </tbody> </table>	時間区分	使用	9時00分～12時00分	可	13時00分～17時00分	可	18時00分～22時00分	可(21時00分まで)	
時間区分	使用									
9時00分～12時00分	可									
13時00分～17時00分	可									
18時00分～22時00分	可(21時00分まで)									

【中央図書館】

施設名称	使用又は利用の制限	対 応
図書館 (中央、桜が丘、清原)	混雑状況に応じて、入場整理を実施	

【地域振興課】

施設名称	使用又は利用の制限	対 応								
市民会館	大ホール・小ホール・リハーサル室・練習室・各会議室 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9時00分～12時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>13時00分～17時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>18時00分～22時00分</td> <td>可(21時00分まで)</td> </tr> </tbody> </table>	時間区分	利用	9時00分～12時00分	可	13時00分～17時00分	可	18時00分～22時00分	可(21時00分まで)	※緊急事態宣言解除後は、利用制限に係る時間区分の利用短縮(21時00分まで)の協力依頼(10/1～当面) ※緊急事態宣言解除後は、利用制限のあった時間区分の新規の受付を再開
時間区分	利用									
9時00分～12時00分	可									
13時00分～17時00分	可									
18時00分～22時00分	可(21時00分まで)									